

令和2年2月28日

保護者様

美作市教育委員会

学校における新型コロナウイルス感染症に関連した対応について
(令和2年2月28日現在)

平素より、美作市の教育推進についてご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。
さて、昨日の安倍首相の臨時休校要請を受けた上で、美作市でも情報収集及び関係者による協議を行っています。

つきましては、次のとおり対応しますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

【方針】

- ◇3月2日(月)～3月6日(金)は平常の教育活動を行う。
※保護者の判断により、登校を控える場合は欠席扱いにしない。
◇新型コロナウイルス感染症については、日々情報が変化しているため、対応の変更もありうる。

- 1 基本的な感染症対策や日常の健康管理について
 - 手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底してください。
 - 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけるようにしてください。
 - 家庭での健康観察(検温等)をしっかりと行ってください。
- 2 発熱等の風邪の症状が見られる場合の対応について
 - 発熱等の風邪の症状が見られる時は、無理をせず自宅で休養してください。この場合、欠席扱いにせず、出席停止扱い**とします。自宅休養する場合は必ず学校に連絡してください。
 - ・自宅休養する場合は、必ず学校に電話連絡をしてください。(学校に連絡が入った日から出席停止となり、さかのぼって出席停止にすることはできません。)
 - ・再登校の前日には、再登校の旨を学校に連絡してください。
 - ・医師による治癒証明は不要です。
 - ・発熱等の風邪の症状が見られた場合は、毎日、体温を測定し記録してください。
 - ただし、下記に該当する場合は、帰国者・接触者相談センターにご相談ください。**
【帰国者・接触者相談センター(美作保健所勝英支所)】
TEL: 0868-73-4054
(平日9時～17時、平日21時～9時、土日祝日17時～9時)

- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合(解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様)
・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合

- 3 その他
 - 本対応は、令和2年2月28日からとします。
 - 児童・生徒及びご家族が新型コロナウイルス感染症(疑いを含む)と診断された場合は、早急に学校に連絡してください。
 - ご不明な点は、各校に問い合わせてください。